

第二十八回 参議院大蔵委員会會議録第二二号

昭和三十三年二月十一日(火曜日)午後一時三十一分開会

委員の異動

一月二十日委員江田三郎君及び椿繁大君辞任につき、その補欠として小笠原二三男君及び荒木正三郎君を議長において指名した。

一月三十日委員森田豊壽君及び杉山昌作君辞任につき、その補欠として郡祐一君及び河野謙三君を議長において指名した。

一月三十一日委員豊田雅孝君辞任につき、その補欠として杉山昌作君を議長において指名した。

二月四日委員郡祐一君辞任につき、その補欠として左藤義詮君を議長において指名した。

委員長の補欠

一月三十日豊田雅孝委員長辞任につき、その補欠として河野謙三君を議院において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 木内 四郎君
西川 甚五郎君
小笠原 二三男君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
岡崎 眞一君
小暮武太夫君
土田国太郎君

増原 恵吉君
山本 米治君
荒木正三郎君
大矢 正君
杉山 昌作君
前田 久吉君
政府委員
大蔵政務次官 白井 勇君
大蔵大臣 石野 信一君
官房長
常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

理事の補欠互選

○たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○國庫出納金等端數計算法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○國稅法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○昭和三十三年産米穀についての所得稅の臨時特例に關する法律案(内閣提出、予備審査)

○所得稅法等の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○法人稅法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○酒稅法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○委員長(河野謙三君) これより委員會を開会いたします。

この機會に一言ごあいさつをさせていただきます。

私、今回はからずも大蔵委員長の席を汚すことになりましたが、御承知

のように、文字通り不肖であり、不なれでございます。特に當委員會には全経験を持たない私が、この大任を果して果せるかどうか、非常に私心細く感じておりますが、どうぞ皆さんの御支持、御支援によりまして、私も就任いたしました以上は、厳正公正な立場をもって大任を果たしたいと、かように思いますので、何分よろしくお願いいたします。

○委員長(河野謙三君) それでは、これから議事に入るわけですが、その前に、去る七日理事會におきまして、本委員會の一応の定例日を火、木、金の三日とし、火、木はそれぞれ午後一時、金曜日は午前十時から開會することと申し合せいたしましたので、御報告いたします。

○委員長(河野謙三君) 次に、委員の異動について報告いたします。

まず、一月二十日、江田三郎君、椿繁大君が委員を辞任され、その補欠として小笠原二三男君、荒木正三郎君が委員に選任され、三十日付をもって杉山昌作君、森田豊壽君が委員を辞任され、補欠として私及び郡祐一君が委員に選任され、三十一日付をもって豊田雅孝君が辞任、杉山昌作君が委員に選任、二月四日付をもって郡祐一君が辞任、左藤義詮君が委員に選任されました。

○委員長(河野謙三君) それでは、まず、理事の補欠互選の件を議題といたします。

ただいま御報告いたしました通り、理事江田三郎君が委員を辞任されましたので、その補欠を互選いたすわけでありまして、先例により、成規の手続を省略し、委員長の名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

それでは理事に小笠原二三男君を指名いたします。

○委員長(河野謙三君) 次に、たばこ専売法の一部を改正する法律案

國庫出納金等端數計算法の一部を改正する法律案

關稅法の一部を改正する法律案

以上、いずれも本院先議、及び昭和三十三年産米穀についての所得稅の臨時特例に關する法律案

所得稅法等の一部を改正する法律案

法人稅法の一部を改正する法律案

酒稅法の一部を改正する法律案

以上、いずれも予備審査の四件を、便宜一括議題として、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(白井勇君) ただいま議題となりましたたばこ専売法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

第二十六通常國會におきまして、たばこ専売法の一部を改正する法律案を提出いたしました。審議未了となりましたので、同法案の内容にさらに検討を加え、葉タバコの收納價格及びタバコの耕作計画の決定等について適正を期するため、日本専売公社の總裁の諮問機關として新たにたばこ耕作審議會を設けるとともに、公社の行つたたばこの耕作の許可の基準に關する規定を整備し、あわせて当該許可について異議の申立の道をひろく等のため、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、現行法には、收納價格は毎年日本専売公社が定めて公告するところのみで、價格決定の基準については別段の定めがありませんが、この際、規定を設けた方が適當と考えますので、従来から日本専売公社が實際に行なつていた價格決定の基準を法制化することとした。そして、「生産費及び物価その他の經濟事情を參照して、耕作者が適正な對価を得ることができるよう定めなければならない」との規定を設けることとしたしております。

第二に、現行の耕作許可制限の規定を實情に即して改正し、これを許可制限と許可基準とに分けて規定することとし、さらに許可基準の一として新たにタバコ耕作の経験の有無についても參照することとして、経験のある耕作者の地位の安定をはかることとしたしております。

第三に、タバコ耕作許可処分適正を期するため、日本専売公社の耕作不

許可処分に対して不服がある者には、新たに異議申立の道を開いて、行政上の救済措置を講ずることとしたしております。

第四に、葉タバコ収納価格の決定は、専売事業の経営にとつても、また耕作者にとつても、重要な事柄でありますので、従来から日本専売公社においては、その決定について、各方面の意見をも徴し、慎重に取り扱ってきたのでありますが、今回法律上の制度といたしまして、日本専売公社総裁の諮問機関としてたばこ耕作審議会を設置することとし、葉タバコ収納価格の決定のほか、毎年耕作するタバコの種類及び耕作面積の決定に際しても、あらかじめその意見を聞かなければならぬこととしたしております。

次に国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

国、公社その他の政府関係機関及び地方公共団体等における計算事務の迅速化及び簡素化に資するために、これまで国庫出納金等端数計算法によりまして、国税、地方税等については原則として十円未満、その他の受払金については一円未満の端数の金額を、それぞれ整理いたしまして、受け払いをすることとしたのであります。

しかし、同法がこれら国及び公社等の収入金額または支払い金額の受け払いの段階における端数計算を規定したものであるため、いまだ受け入れまたは支払いに至らない債権または債務の金額については、端数の整理を行うことができず、また債権債務金額とその受け払い金額との食い違いの突き合せを要する場合もあるなど、事務処理の

簡素化の目的が十分達成されていない部分が残っているものであります。本改正法律案は、従来の端数計算制度の持つこれらの欠点にかんがみ、また民間の取引慣行をも勘案いたしまして、法律の規定を債権債務自体の金額についての端数計算に切りかえることとするともに、端数計算の方法についても、従来は一円未満四捨五入の方法によつておりましたものを、一円未満全額切り捨ての方式に改めることとしたとして、会計経理事務の一そのの簡素化をはかりとするものであります。

なお、国の一般会計または特別会計の決算上の剰余金、資金の金額、政府関係機関の資本金の金額等従来から端数金額の付されているものが多いのであります。これらの金額についても、この際端数整理を行なつて、なるべく全面的な計算事務の簡素化の実を上げたいと考えまして、所要の経過的規定を設けております。

次に、関税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、税関行政の適正化に資するため、特定の保税地域について外部と交通する場所を指定することができることとし、輸出または輸入の規制に関する規定及び輸入の許可前に外国貨物を引き取ることができるとした場合の規定を明確にするとともに、開港が開港でなくなる場合の基準的的確を欠くので、これを改める一方、貿易実績の多い姫路港と佐賀関港とを新たに開港に追加しようとするものであります。以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず、保税地域とその他の地域との交通場所の指定につきましては、最近港頭地区の保税地域における交通量が著増し、税関の取締りが困難となつてきているのに乗じて密輸を行ふ事例が発生している実情に顧み、特に必要のある保税地域については、その管理者の意見をも聞いた上、外部との交通場所を指定することができるとしようとするものであります。

次に、輸出または輸入の規制につきましては、他の法令の規定により輸出または輸入ができないこととされている貨物に対しては、税関においてこれらの許可を与えないことを明らかにして、粗悪品輸出の防止等に資するとともに、外国貨物の輸入の許可前における引き取りの制度につきましては、これを貨物の性質等により早期引き取りがやむを得ないと認められる場合に限り認めることとして、この制度の適正な運用を期することとしようとするものであります。

また、開港の問題につきましては、最近の開港の実情に顧みまして、貿易実績の多い兵庫県の姫路港及び大分県の佐賀関港を新たに開港に追加するとともに、開港であるための基準を出入港船舶隻数と輸出入貨物との双方にかからせることに改めようとしておりますが、これにつきましては、現在実績の少ない開港の事情をも考慮いたしまして、改正規定の適用を一年間猶予し、来年末までの実績を見ることとしております。

その他、税関長が指定した保税地域とその他の地域との交通場所を指定した場合に告示する等所要の規定の整備

を行うこととしております。

次に、昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

政府は、昭和三十三年産米穀改正につきましては、追つて関係法律案を提出し、御審議を願うこととしております。昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案を提出し、御審議を願うこととしたのであります。

この法律案は、昭和三十三年産米穀について、昭和三十一年産米穀と同様に、政府に対し、事前売り渡し申し込みに基いて米穀を売り渡した場合に、昭和三十三年分の所得税について、その売り渡しの時期の区分に応じ玄米一石当り平均千四百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、国民の税負担の現況に顧み、合理的な租税制度を確立するため、一昨年の臨時税制調査会に引き続いて、昨六月以来税制特別調査会を設けて、税制改正の諸方策について鋭意検討を加えて参りましたが、昨年末その答申を得、その後さらに検討を重ねた結果、相続税について体系の合理化及び負担の軽減等根本的改正を行うほか、法人税の軽減及び下級酒類に対する酒税の軽減をはかることともに、当面要請される貯蓄の増強及び科学技術の振興に資する等のため、所要の税制改正を行うこととしたのであります。これらの税制改正諸法案のうち、

今回、所得税法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

第一は、証券投資信託の収益に対する課税方式の簡素化と合理化をはかったこととあります。すなわち、証券投資信託の収益に対する課税方式を簡素化し、従来の収益源泉別の課税方式を廃止し、その収益全体を単一の所得として配当所得のうちに含めて課税することとしようとするものであります。

この改正に伴い、証券投資信託の収益についての配当控除について特別の規定を設け、また、その収益に対する源泉徴収については、その収益全体が源泉徴収の対象となることに改められますが、現行の税負担を考慮して、昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に支払いを受けるべきものについては、特にその税率を六%とすることとしております。

第二に、税務執行の簡素化の見地から、給与所得者が確定申告書を提出しなくてもよい範囲を拡張したこととあります。すなわち、一カ所から給与の支給を受ける給与所得者が給与所得以外の所得を五万円に満たない金額しか有しない場合等には、確定申告書の提出を要しないこととしたのであります。

第三に、昨年の改正において給与所得とみなして課税されることとなつた共済組合の年金等について、源泉徴収についての手続の簡素化等の見地から、給付金額が九万円に満たないもの

については源泉徴収を要しないことといたしております。

以上のほか、還付加算金の計算について、還付の請求がおくれたため、還付金の還付ができなかつたような場合に、その遅延期間について還付加算金を加算しないこととする等所要の改正を加え、また、総所得金額及び山林所得の金額の合計額が一千万円をこえる者の確定申告書に財産及び負債の明細書の添付を求めることとする等所要の規定の整備をはかつております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案についてその大要を申し上げます。

第一に、法人の税負担の軽減に資するため法人税率を一律に二%ずつ引き下げるとともに、中小法人の税負担の実情に顧み、軽減税率の適用範囲を現在の年所得百万円以下から年所得二百万円以下の金額に引き上げることとしたしております。

この結果、改正後の各事業年度の所得に対する法人税率は、普通法人にあっては、年二百万円以下の金額については百万の三十三、年二百万円をこえる金額については百万の三十八に、特別法人及び公益法人等にあつては百万の二十八に、それぞれ引き下げられ、また、清算所得に対する法人税率は、清算所得のうち積立金等からなる部分の金額以外の金額について、普通法人百分の四十三、特別法人百分の三十八に、それぞれ引き下げられることとなっております。

第二に、申告手続の適正化をはかるため、災害その他の事由により各事業年度の確定申告書の提出期限を延期したい旨の承認申請があつた場合には、

申告期限を指定して承認することができるといたしております。

以上のほか、証券投資信託の収益に対する課税方式及び還付加算金の計算について所得税法の改正に準じた改正規定を設けております。

最後に、酒税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における酒税負担の実状に顧み、国民大衆の税負担の軽減に資するために、今次税制改正の一環として、清酒第二級、合成清酒第二級、しゅうちゅう、雑酒第二級等の下級酒類に対する酒税の税率をおおむね一割引き下げようとするものであります。

この税率の引き下げを主な酒類について申し上げますと、清酒第二級では現行税率右当り二万二千五百円を二千四百円引き下げて二万五千円とし、合成清酒第二級では、現行一万七千六百円を千八百円引き下げて一万五千八百円とし、二十五度のしゅうちゅう甲類では、現行一万四千三百円を千五百円引き下げて一万二千八百円とすることとしたしております。

なお、租税特別措置法で設けられてゐる二十度しゅうちゅうの軽減税率については、

ついでに、二十五度しゅうちゅう等とはば権衡のとれた程度に引き下げるとともに、同じく同法で規定されている特殊用途酒類については、おおむね従来と同程度の税負担に据え置くこととし、いづれも、この法律案の附則において、改正を行ふこととしております。

以上、たばこ専売法の一部を改正する法律案外六法案につきまして、提案の理由を申し上げます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願いいたします次第であります。

○委員長(河野謙三君) ただいま説明を聴取いたしました各議案の補足説明並びに質疑は後日に譲ります。ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(河野謙三君) 速記をつけて下さい。

本日はこの程度で散会いたします。午後二時九分散会

十二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

同		いいい同		黄色種葉たばこ三〇%以上を用いた中級品		一〇本 二五円
同		みどり同		黄色種葉たばこ三〇%以上を用いた中級品		一〇本 二五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一〇本 一五円
同		ゴール長さ メートル 二四ミル		黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品		一

「第一号及び第二号」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(許可の基準)

第九条の二 公社は、たばこの耕作を許可しようとするときは、第六條の規定により公告したたばこの耕作区域並びに第七條第一項の規定により公告したたばこの種類及び耕作面積の範囲内において、次の事項を参酌して、これをしなければならぬ。

一 申請者のたばこ耕作の経験の有無

二 申請者のたばこ耕作の成績の良否

三 申請者のたばこ耕作上必要な經營的及び技術的能力の程度

四 申請に係る耕作地の位置のたばこ耕作上又は取締上の適否

五 申請面積の適否

(異議の申立)

第九條の三 第八條の規定に基いてした公社の処分について不服のある者は、当該処分のあつたことを知つた日から二週間以内に、大蔵省令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、公社に対して異議の申立をするこ

とができる。

2 公社は、異議の申立に対する決定をしたときは、その理由を附記した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならぬ。

第十條第三項中「前條第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三

項」を「第九條及び第九條の二(第四号を除く。以下に改める。第二十六條第二項中「第九條(第一項第五号を除く。以下に改める。第九條の二」に改める。

第二章中第二十六條の五の次に次の一条を加える。

(たばこ耕作審議会)

第二十六條の六 公社の總裁の諮問に応じ、たばこの耕作に関する重要事項を調査審議するため、公社にたばこ耕作審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項について、公社の總裁に建議することができる。

3 審議会は、委員九人以内で組織する。

4 委員は、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから公社の總裁が委嘱する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十一條第二項中「前項第一号及び第二号」を「前項に、第一項第一号及び第二号」を「第一項」に改める。

第三十四條第二項中「第四十三條の二十二」を「第四十三條の二十三」に改める。

第四十三條第三項、第五十二條第二項及び第五十九條第二項中「前項第一号及び第二号」を「前項に、第一項第一号及び第二号」を「第一項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

一月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本開発銀行法の一部を改正する法律案

一、昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案

一、昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案

一、所得税法等の一部を改正する法律案

一、法人税法の一部を改正する法律案

一、酒税法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十八條の二を次のように改める。

(借入金の限度額等)

第十八條の二 第三十七條第一項の規定による借入金の額は、第四條第一項に規定する資本金及び第三十六條第一項に規定する準備金の額の合計額の二倍に相当する額をこえることとなつてはならない。

び社債の応募並びに譲受に係る債権の現在額並びに同項第四号の規定により行方保証に係る債務の現在額の合計額は、第四條第一項に規定する資本金及び第三十六條第一項に規定する準備金の額並びに前項の規定による借入金の限度額の合計額をこえることとなつてはならない。

第五十一條第五号を次のように改める。

五 第十八條の二第一項の規定に違反して資金の借入をし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付、社債の応募、債権の譲受若しくは債務の保証をしたとき。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案

整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に關する法律

第一条から第三条まで中「昭和三十三年度」を「昭和三十三年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案

昭和三十三年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に対し売り渡す旨を昭和三十三年十二月十日までに申し込み、その申込により締結された契約に基いて当該米穀を昭和三十三年二月二十八日まで政府に対して売り渡した場合

においては、当該生産者の昭和三十三年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡の時期及び数量に応じて次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第七條の二に規定する農業所得に係る同法第九條第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十三年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、八百円

二 昭和三十三年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円

グラムにつき、七百二十円

グラムにつき、七百二十円

グラムにつき、七百二十円

グラムにつき、七百二十円

三 昭和三十三年十月十一日から同月二十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円

四 昭和三十三年十月二十二日から同月三十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百六十円

五 昭和三十三年十一月一日から昭和三十三年十二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

附則
この法律は、公布の日から施行する。

所得税法等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)
第一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第六条第九号を次のように改める。

九 元本の追加信託をなしうる証券投資信託の受益証券を有する者に対し分配される収益のうち信託財産に係る元本の払戻に相当する部分として命令で定めるもの

第六条第十号中「当初」を削り、「部分の金額」の下に「(元本の追加信託をなしうる証券投資信託にあつては、当該信託された金額のうち前号に規定する元本の払戻に相

当する部分として命令で定めるものの金額を控除した金額とする。以下第九条の二第五号において同じ。」を加える。

第九条第一項第一号中「、合同運用信託の利益並びに証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り分配される収益のうち、公債、社債及び預金の利子、合同運用信託の利益並びに法人から受ける利息の配当に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額」を、並びに合同運用信託の利益に改め、「及び証券投資信託」及び「及び収益」を削り、同項第二号中「前号に該当する部分の金額及び第六条第九号の金額」を「第六条第九号に掲げる所得」に改める。

第十五条の六中「当該配当所得の百分の二十(課税総所得金額が千円をこえる場合には、配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額(配当所得の金額がその金額に満たないときは、当該配当所得の金額)に於いては、百分の十)に相当する金額」を、左に掲げる金額の合計額に改め、同条に第一号及び第二号として次のように加える。

一 利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得について
は、当該配当所得の金額の百分の二十(課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千円をこえる場合には、当該利益の配当及び

剰余金の分配に係る配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額(当該配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときは、当該配当所得の金額)に於いては、百分の十)に相当する金額

二 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の十(課税総所得金額が千円をこえる場合には、当該配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額(当該配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときは、当該配当所得の金額)に於いては、百分の五)に相当する金額

第十七条中「第六条第九号に掲げる金額」を「第六条第九号に掲げる所得の金額」に改める。
第二十六条第一項ただし書中「第二号に該当する場合」の下に「(これらの号に該当する給付所得の支払を受ける者がその不動産その他の資産を当該給付所得の支払者の事業の用に供することに因りその対価の支払を受ける場合のうち命令で定める場合を除く。)」を加え、同項第一号中「三万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「給付所得の金額」を「給付所得の収入金額」に、「三万円」を「五万円」に改め、同号中「二十万円」を「三十万円」に、「三万円」を「五万円」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第四項中「添付」を「添附」に改め、同項の次に次の一項を加える。

確定申告書を提出すべき者でその年中の総所得金額及び山林所得の金額の合計額が千円をこえるものは、命令の定めるところにより、その年十二月三十一日において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した明細書を、当該申告書に添附しなければならない。

第二十六条の二第二項中「及び前条第四項乃至第六項」を、並びに前条第四項、第六項及び第七項に改める。

第二十六条の三第七項中「第九項」を「第十項」に改める。
第二十七条第四項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同条第八項中「第二十六条第五項の規定は」の下に、「修正確定申告書を提出すべき者の当該申告書に記載された修正後の総所得金額及び山林所得の金額の合計額が千円をこえることとなる場合について、同条第六項の規定は」を加え、「これを」を「それぞれこれを」に改める。

第二十九条第一項中「第三項乃至第七項」を「第三項、第四項及び第六項乃至第八項」に改め、同条第三項中「第二十六条第三項乃至第七項」を「第二十六条第三項、第四項及び第六項乃至第八項」に改め、同条第四項中「第二十六条の三の規定」を「第二十六条第五項及び第二十六条の三の規定」に改め、「この場合において、」の下に「第二十六条第五項中、」その年十二月

三十一日とあり、又は」を加え、「その年分」を「その年分以後」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

第三十条第二項中「第二十六条第五項」を「第二十六条第六項」に改め、同条第三項中「第二十六条第六項」を「第二十六条第七項」に改める。

第三十一条第三項中「充當をなす日までの期間」の下に「(第一項の規定に基く還付の請求がこれらの申告書の提出期限になされた場合には、当該提出期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。)」を加える。
第三十二条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第三項中「充當をなす日までの期間」(第一項の規定に基く還付の請求がこれらの申告書の提出期限後になされた場合には、当該提出期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。)」と読み替えるものとする。

第三十三条第一項中「第二十六条第六項」を「第二十六条第八項」に改める。

第四十一条第一項中「第六条第九号の金額」を「第六条第九号に掲げる所得の金額」に改める。
第四十七条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十一条第三項中「第一項の規定に基く還付の請求がこれらの申告書の提出期限に基く還付の請求がこれらの申告書

五

の提出期限後になされた場合」とあるのは、「当該選付が決定に係る選付の請求に基づくものである場合」と読み替えるものとする。

第六十一条の四中「証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因り又は「証券投資信託につき及び「利子所得の金額」を割り、「第六条第九号の金額」を第六号第九号に掲げる所得の金額」に改める。

（所得税法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 所得税法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十四項を附則第四十六項とし、附則第三十六項から第四十三項までを二項ずつ繰り下げ、附則第三十五項中「第三十三項」を「第三十五項」に改め、同項を附則第三十七項とし、附則第七項から第三十四項までを二項ずつ繰り下げ、附則第六項中「第四十条」を「第三十九条」に、「適用する。」を「適用し、新法第四十条の規定は、当該給与所得とみなされる給付については、昭和三十四年一月一日以後支払われるべきものについて適用する。」に改め、同項の次に次の二項を加える。

7 昭和三十三年分の新法第九条第二項の規定により給与所得とみなされる給付の支払を受けた、又は受けるべき者については、新法第二十六条第一項ただし書（新法第二十九条第一項又

は第二項において準ずるものとされる場合を含む。）の規定は、その者の当該給付の金額、新法第三十九条第一項又は第二項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書の經由先たる給与の支払者以外の給与の支払者から支払を受けるその他の給与所得の収入金額及びその他の所得（退職所得を除く。）の金額の合計額が五万円以上である場合には、適用しない。

8 新法第九条第二項の規定により給与所得とみなされる給付で所得税法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二十七号）の施行後の支払に係るものについては、当分の間、その年中に支払を受けるべきものの金額がその年最初（昭和三十三年分の所得税については、同法の施行後最初）に支払を受けるべき日の前日の現況において九万円に満たない場合には、新法第三十八条の規定による所得税の徴収及び新法第三十九条の規定による申告書の提出は、要しないものとする。この場合において、新法第六十二条の規定の適用は、あるものとし、昭和三十四年一月一日以後において当該給付の支払を受ける者のその年中における前項に規定する所得の金額の合計額が五万円以上であるときは、同項の規定を準用する。

1 附則 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、次項から附則第六項までに定めるものを除くほか、昭和三十三年分以後の所得税について適用し、昭和三十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 新法第六号第九号及び第十号、第九号第一項第一号及び第二号、第十七号、第四十一号第一項並びに第六十一号の四の規定は、この法律の施行後に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配について適用し、この法律の施行前に支払を受けるべき当該収益の分配については、なお従前の例による。

4 昭和三十三年中に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得を有する者に対する新法第十五条の六の規定の適用については、同条第一号中「利益の配当及び剰余金の分配」とあるのは「利益の配当及び剰余金の分配（昭和三十三年一月一日から同年三月三十一日までの間に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二十七号）による改正前の所得税法第九号第一項第二号に規定する証券投資信託の収益の分配を含む。）」と、「証券投資信託の収益の分配」とあるのは「証券投資信託の収益の分配（昭和三十三年四月一日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律による改正後の所得税法第九号第一項第二号に規定する証券投資信託の収益の分配をいう。以下次号において同じ。）とする。

5 新法第三十一号第三項及び第四十七号第三項の規定は、この法律の施行後にこれらの規定に規定する選付の請求があつた場合において選付すべき所得税額に計算すべき金額の計算について適用し、この法律の施行前に当該選付の請求があつた場合において選付すべき所得税額に計算すべき金額の計算については、なお従前の例による。

6 新法第三十一号第三項及び第四十七号第三項の規定を適用する場合において、所得税額の選付が昭和三十三年分以前の所得税に係るものであるときは、新法第三十一号第三項（新法第四十七号第三項前段において準用する場合を含む。）中「当該提出期限の翌日」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二十七号）の施行の日」と読み替えるものとする。

7 昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に対する新法第十七号、第十八号第一項若しくは第二項、第三十七号又は第四十一号の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の六の税率とする。

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の六第一項中「（証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因る収益の分配又は元本の追加信託をなしている証券投資信託の収益の分配については、内国法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額の分配に限る。以下同じ。）を割り、「当該利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に因り受けた金額を」当該利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額又は証券投資信託の収益の分配に因り受けた金額のうち内国法人から受ける利益の配当若しくは剰余金の分配に係るものとして命令の定めるところにより計算した金額」に、「当該利子の額」を「命令の定めるところにより計算した利子の額」に改める。

第七号第一項第一号中「百分の三十」を「百分の二十八」に、「百万円」を「二百万円」に、「百分の三十五」を「百分の三十三」に、「百分の四十」を「百分の三十八」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の三十八」に、「百分の四十五」を「百分の四十五」に改め、同条第三項中「負債の利子の額」の下に「で同項に規定する利子の額の計算に準じて算出したもの」を加える。

第十八号第一項中「その決算確定の日から二十日以内」を「その指定した日まで」に改め、同条第二項中「申告書」を「同項本文の規定による申告

法律 法人税法の一部を改正する法律

書に、「決算確定の予定日」を「申告書の提出期限として指定を受けようとする日」に改め、同条第四項中「当該申請の承認があつたものとみなす。」を「当該申請に係る指定を受けようとする日を政府の指定した日としてその承認があつたものとみなす。」に改め、同条第五項中「当該申請の承認」を「当該申請について申告書の提出期限を指定して承認をなし」に改める。

第二十一条第一項中「その決算確定の日から二十日以内」を「その指定した日まで」に改める。

第二十六条第四項中「百分の四十」を「百分の三十八」に、「百分の三十」を「百分の二十八」に改める。

第二十六条の八第四項中「充当をなす日までの期間」の下に「(第一項の規定に基く還付の請求が当該中間納付額に係る事業年度の第二十一条の規定による申告書の提出期限後になされた場合には、当該期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。)」を加える。

第三十三条の二第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十六条の八第四項中「(第一項の規定に基く還付の請求が当該中間納付額に係る事業年度の第二十一条の規定による申告書の提出期限後になされた場合には、当該期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。)」とあるのは、「(第三十条の規定による決定により還付をなす場合には、当該中間納付額に係る事業年度の第二十一条の規定による申告書の提出期限の翌日

から当該決定のなされた日までの期間を除く。)」と読み替へるものとする。

第四十三条の二第一項中「又は欠損金額」を「若しくは欠損金額又は法人税額」に改め、同条第二項各号中「課税標準」の下に「又は法人税額」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この附則に特別の定がある場合を除くほか、改正後の法人税法(以下「新法」という。)の規定は、法人(新法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和三十三年四月一日以降に終了する事業年度の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 法人の昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る改正前の法人税法(以下「旧法」という。)第十九条又は第二十条の規定による申告書の提出期限が同日前であるときは、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであつた法人税については、なお従前の例による。

4 法人が昭和三十三年四月一日以後に新法第十九条第一項本文の規定による申告書を提出する場合(新法第十九条第六項の規定により当該申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。)において、同条第一項に規定する前事業年度の法人税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定法人税額が新法第十七条の規定により算出されたものでないときは、これらの税額のうち各事業年度の所得に対する税額(旧法第十七条の二の規定により加算した法人税額を除く。)は、新法第十九条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、当該事業年度又は被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度分の所得について新法第十七条の規定を適用するものとして計算した金額による。

5 新法第九条の六第一項の規定は、法人が昭和三十三年四月一日以後に分配を受けるべき証券投資信託の収益の分配について適用し、同日前に分配を受けるべき収益の分配については、なお従前の例による。

6 新法第二十六条の八第四項及び第三十三条の二第四項の規定は、この法律の施行後にこれらの規定に規定する還付の請求又は決定があつた場合において還付すべき新法第二十六条の八第一項に規定する中間納付額(以下「中間納付額」という。)に加算すべき金額の計算について適用し、この法律の施行前に当該還付の請求又は決定があつた場合において還付すべき中間納付額に加算すべき金額の計算については、なお従前の例による。

7 新法第二十六条の八第四項及び第三十三条の二第四項の規定を適用する場合において、中間納付額の還付がこの法律の施行前に旧法第二十一条の規定による申告書の提出期限の到来した事業年度に係るものであるときは、新法第二十六条の八第四項中「当該期限の翌日」とあり、又は新法第三十三条の二第四項中「当該中間納付額に係る事業年度の第二十一条の規定による申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「法人税法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)の施行の日」と読み替へるものとする。

酒税法の一部を改正する法律案
酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中「二万二千五百円」を「二万五千円」に、「千八百円」を「千六百四十円」に改め、同条第二号中「二万七千六百円」を「一万五千八百円」に、「四千四百円」を「二千七百四十円」に改め、同条第四号中「二万四千三百円」を「一万二千八百円」に、「八百円」を「七百二十円」に、「千九百五十円」を「千八百三十円」に、「一万二千七百円」を「一万二千二百円」に、「七百四十円」を「六百三十円」に改め、同条第五号中「一万六千四百円」を「一万四千五百円」に、「八百七十円」を「七百九十円」に改め、同条第八号中「五千三百円」を「四千八百円」に改め、同条第九号中「一万二千五百円」を「一万四千四百円」に、「千四百円」を「九百五十円」に、「千二百五十円」を「千四百四十円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3 次に掲げる場合における酒税の徴収については、なお従前の例による。

一 酒税法第二十八条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出された酒類については、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期限までに同条第二項に規定する証明書の提出がない場合は、酒税法第二十九条第二項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出された酒類について、その承認の際税務署長が指定した期限までに同条第三項に規定する書類の提出がない場合及び当該酒類がこの法律の施行後に酒税法の施行地において消費され、又は当該施行地において消費する目的で譲り渡された場合

三 この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保

障条約第三条に基づく行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例
に関する法律（昭和二十七年法
律第百二十二号）第七條（日本国に
おける國際連合の軍隊の地位に
関する協定の實施に伴う所得税
法等の臨時特例に関する法律
（昭和二十九年法律第百四十九
号）第四條において準用する場
合を含む。）又は輸入品に対する
内国消費税の徴収等に関する法
律（昭和三十三年法律第三十七号）
第五條第一項若しくは第七條第
一項の規定により酒税の免除を
受けた酒類について、この法律
の施行後にこれらの法律の規定
により酒税の追徴が行われる場
合

4 この法律の施行前にした行為に
對する罰則の適用については、な
お従前の例による。

5 租税特別措置法（昭和三十三年
法律第二十六号）の一部を次のよ
うに改正する。

第八十五條第一項中「焼酎ゆり
については、百分の八十」を「清酒
第二級及び合成清酒第二級につい
ては百分の七十五、焼酎ゆりにつ
いては百分の八十五」に改め、同
條第二項中「焼酎ゆりについて
は、百分の二十」を「清酒第二級及
び合成清酒第二級については百分
の二十五、焼酎ゆりについては百
分の十五」に改める。

第八十六條中「一万三百円」を

「九千三百円」に、「九千三百円」を
「八千三百円」に改める。

一月二十九日本委員会に左の案件を付
託された。

一、日本不動産銀行拡充強化に関す
る請願（第三三三号）

一、酒税引下げに関する請願（第二
四四号）（第九三三号）（第一五六号）（第
二八〇号）（第三六一号）

一、たばこ専売法の一部改正等に関
する請願（第九二二号）

一、公認会計士第三次試験受験資格
検定試験合格者の第三次試験受験
制度改正に関する請願（第九四四号）

一、花火類に対する物品税軽減の請
願（第二七九号）

一、宮城県多賀城町旧海軍工しより
敷地返還等に関する請願（第三〇
〇号）

一、中小企業金融の円滑措置に関す
る請願（第三二二二号）

一、青少年不良化防止対策として文
部省推奨映画等の免税に関する請
願（第三五三三号）

一、清涼飲料ラムネの物品税撤廃等
に関する請願（第四四二二号）（第四
四三三号）（第四七二二号）

一、普通銀行等に政府資金長期預託
及び増額措置の請願（第四六四四号）

一、美術工芸品の物品税改正に関す
る請願（第四七一七号）

一、航空機の乗客に対する通行税廃
止の請願（第四八二二号）

第二三三号 昭和三十三年十二月二十
日受理

日本不動産銀行拡充強化に関する請願
請願者 東京都港区芝南佐久間
町一ノ五五全園中小

企業振興会内 松沢準
人

紹介議員 若米地義三君
日本不動産銀行は、国民的要望をに
なつて、昭和三十三年四月から充足し
た、わが国唯一の特殊銀行であるだけ
に大きな期待が持たれ、十月末まで申
込累計が、二千九百件、百七十六億に
達し、同行で貸付けた金額は約四十億
となつて、同行の資金量は、四十
八億円で貸付金を差し引くと、手持
残高わずか八億円しかなく、年末をひ
かえて資金が枯渇して動きがとれない
状態にあるから、（一）十一月末から発
行予定の同行金融債毎月八億円の債券
発行の消化を商工中金債券の消化と同
様、同じ比率で資金運用部で引き受け
る緊急処置を講ずること、（二）政府出
資の大幅増額の措置を考慮すること、
（三）中小企業専門金融機関として不動
産銀行の使命を明確にした単独法の制
定を考慮すること等日本不動産銀行の
拡充強化を図らねばならぬとの請願。

第二四四号 昭和三十三年十二月二十
日受理

酒税引下げに関する請願
請願者 山梨市八幡北五六七
窪田薫

紹介議員 吉江 勝保君
酒類の価格は、不当に高率なる酒税に
よつて、国民大衆の購買力とはなはだ
しくかけはなれた高価なものとなつて
おり、国民生活を不当に圧迫している
から、酒価が一般物価水準と均衡のと
れる様まで、酒税率を引き下げられた
いとの請願。

第九三三号 昭和三十三年十二月二十
日受理

酒税引下げに関する請願
請願者 北海道小樽市入舟町三
ノ一〇小樽小売酒販組
合内 早川基

紹介議員 若米地義三君
この請願の趣旨は、第二四四号と同じで
ある。

第一五六号 昭和三十三年十二月二十
日受理

酒税引下げに関する請願
請願者 福岡市天神町九二福岡
県酒造組合内 木下光
太郎外八名

紹介議員 吉田法晴君
この請願の趣旨は、第二四四号と同じで
ある。

第二八〇号 昭和三十三年十二月二十
日受理

酒税引下げに関する請願
請願者 北海道夕張市鹿谷町
三 工藤松弘外二百五
十四名

紹介議員 東 隆君
この請願の趣旨は、第二四四号と同じで
ある。

第三六一号 昭和三十三年一月九日
受理

酒税引下げに関する請願
請願者 神戸市長田区久保町七
ノ一四一 横川勝治外
九百九十九名

紹介議員 竹中 恒夫君
この請願の趣旨は、第二四四号と同じで
ある。

第九二二号 昭和三十三年十二月二十
日受理

たばこ専売法の一部改正等に関する請

請願者 宮崎市宮田町一ノ九七
宮崎県農業協同組合中
央会内 温水三郎

紹介議員 平島 敏夫君 竹下
豊次君

さる第二十六国会において、たばこ耕
作組合の法人化と事業の拡大を企図し
たたばこ耕作組合法が上程され目下維
続審議中であるが、その重要性にかん
がみ、たばこ専売法の一部を改正し、
（一）たばこの耕作、査定、鑑定、収
納、価格等に関し、たばこ耕作者の意見
が反映する制度を確立すること、（二）
たばこ耕作組合法の制定はたばこ専売
法の改正をせしめて行われないこと、
（三）たばこ耕作組合法の制定に當つて
は農業協同組合の事業とせり合ひする
事業は認めないこと等について適切な
措置を講ぜられたいとの請願。

第九四四号 昭和三十三年十二月二十
日受理

公認会計士第三次試験受験資格検定試
験合格者の第三次試験受験制度改正に
関する請願
請願者 千葉市川市八幡二ノ
七四五 高田三平外二
十九名

紹介議員 小森武太夫君
公認会計士第三次試験受験資格検定試
験合格者の同第三次試験については、
（一）試験を年二回実施すること、（二）
科目合格制とし合格科目は留保制とす
ること、（三）口述、面接試験を加えるこ
と、（四）公正なる一定基準による経験
年数加算点の特例を設定すること、
（五）試験委員は開業公認会計士ばかり
でなく広く権威者を集め、真に公正妥
当なる試験問題の提示及び採点の確保

を期すると共に、受験者の請求により
受験科目別問題別得点数の開示をする
こと等の改正をせられると共に、公認
会計士制度活用の場合を拡大するため、
(一)証券取引法による法定監査会社の
範囲を拡大すること、(二)株式会社の
監査役に公認会計士を充当すること等
の措置を講ぜられたとの請願。

第二七九号 昭和三十三年十二月二
十四日受理

花火類に対する物品税軽減の請願
請願者 東京都西多摩郡秋多町
細谷火工株式会社内
細谷政夫外百五十三名

紹介議員 安井 謙君

花火類は現在第二種丙類第二十一号該
当物品として三割の物品税が課せられ
ているが、製品そのものはいわば一種
の工芸品ともいべく、かつ火薬類取
締法に基く規制を受ける関係上一般商
品のよりにメーカー、問屋、小売の段
階的販売制度が存在しないばかりでな
く、業界の因習と製品の特異性に起因
する地盤の確保と云うような業者間の
過当競争が避けられないので、自然税
そのものの消費者への転嫁が事実上不
可能なばかりでなく、業者はいずれも
一部少数業者を除き従業員五名程度に
過ぎない農業等を兼業とする零細企業
であつて、危険な作業と採算の採れない
事業を職人賃によつてのみ維持して
いるため、現行三割の税率は高きに失
し本税の賦課が常に業態のい縮と納税
の困難を招いている現状であるから、
本税率を一割に引き下げられたとの
請願。

宮城県多賀城町旧海軍工しより敷地返
還等に関する請願

請願者 宮城県塩釜市宇小山
五 鈴木梅治外十五名
紹介議員 三浦 義男君 高橋進
太郎君

大東軍戦争遂行のため取用された宮城
県多賀城町旧海軍工しより敷地は、終
戦後一応は生産工場誘致策等が案出さ
れていたが、実際は一部利権屋のぼつこ
や先取耕作者のちよりよりよにまかさ
れ、はなはだしきに至つては最近自衛
隊施設にあつて先取耕作者のため離
作料の行政措置が採られたように伝え
られており、当時強制買収を余儀なく
された旧地主は悲憤こがいの念を禁
じ得ないものがあるから、これら旧土
地所有者に対して該地の返還措置を講
ずるか、又は反当り二十万四程度の再
補償の措置を講ぜられたとの請願。

第三二二号 昭和三十三年十二月二
十七日受理

中小企業金融の円滑措置に関する請願
請願者 岩手県議会議長 橋本
八百二

わが国産業界の九割を占める中小企業
者は、政府の金融引締め措置によつては
なほだしい資金欠乏に困窮しているか
ら、中小企業の振興と中小企業者に対
する金融疎通を図るため、普通銀行、
相互銀行、信用金庫等の金融機関に対
しても政府資金の長期預託と増額をす
るより早急に措置を講ぜられたとの
請願。

紹介議員 川村 松助君
わが国産業界の九割を占める中小企業
者は、政府の金融引締め措置によつては
なほだしい資金欠乏に困窮しているか
ら、中小企業の振興と中小企業者に対
する金融疎通を図るため、普通銀行、
相互銀行、信用金庫等の金融機関に対
しても政府資金の長期預託と増額をす
るより早急に措置を講ぜられたとの
請願。

第三三三三号 昭和三十三年一月六日
受理

青少年不良化防止対策として文部省推
奨映画等の免税に関する請願

請願者 岐阜県高山市議会議
長 高田弥一郎
紹介議員 古池 信三君

近時青少年の道徳観念の低下により、
いくたの社会問題をひき起し、その不
良化、犯罪等年ごとに悪質化の傾向に
あるが、これは青少年の環境、特に映
画、出版物等文化財から受ける影響が
大きく、中でも映画による感化は最も
大きいものと信ずるから、悪影響のあ
る映画の製作はこれを中止させると
もに、青少年の育成に役立つ優良な文
部省推奨映画、並びに文化、教育各映
画は一般の観覧を勧奨し薄率に資する
ため、入場税免除の措置を講ぜられた
との請願。

第四四二二号 昭和三十三年一月二十
日受理

清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関す
る請願
請願者 長野県諏訪市長野県清
涼飲料調整組合内 瀬
戸太門

市場において清涼飲料(ラムネ)と競合
する飲食品がすべて無税であるのに、
わずか小売五円又は十円の子供ラムネ
に課税されているのは無策であるばか
りでなく、清涼飲料水製造業者は小企
業が多く、過当競争の激化によつてこ
れらの業者は滅亡の一步前に直面して
いるから、中小企業振興対策の一環と
して、ラムネの廃税、ジュース
の免税点の引き上げ措置等を講ぜられ
たいとの請願。

紹介議員 小山邦太郎君
市場において清涼飲料(ラムネ)と競合
する飲食品がすべて無税であるのに、
わずか小売五円又は十円の子供ラムネ
に課税されているのは無策であるばか
りでなく、清涼飲料水製造業者は小企
業が多く、過当競争の激化によつてこ
れらの業者は滅亡の一步前に直面して
いるから、中小企業振興対策の一環と
して、ラムネの廃税、ジュース
の免税点の引き上げ措置等を講ぜられ
たいとの請願。

第四四三三号 昭和三十三年一月二十
日受理

清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関す
る請願
請願者 北海道小樽市花園町東
二ノ一六 神田文五郎
紹介議員 堀 末治君 苦米地
英俊君

この請願の趣旨は、第四四二二号と同じ
である。

第四四七二二号 昭和三十三年一月二十
三日受理

清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関す
る請願
請願者 和歌山市北大工町三和
歌山県清涼飲料工業協
同組合理事長 赤井定
雄外十五名

この請願の趣旨は、第四四二二号と同じ
である。

第四四六四号 昭和三十三年一月二十
日受理

普通銀行等に政府資金長期預託及び増
額措置の請願
請願者 青森県議会議長 大島
勇太郎外六名

中小企業金融の振興と中小企業者に対する金
融疎通をはかるため、普通銀行、相互
銀行、信用金庫等の金融機関に対して
も、政府資金の長期預託とその増額に
特段の措置を講ぜられたとの請願。

紹介議員 海野 三朗君
中小企業金融の振興と中小企業者に対する金
融疎通をはかるため、普通銀行、相互
銀行、信用金庫等の金融機関に対して
も、政府資金の長期預託とその増額に
特段の措置を講ぜられたとの請願。

第四八二二号 昭和三十三年一月二十
四日受理

航空機の乗客に対する通行税廃止の請
願
請願者 東京都港区芝田村町一
ノ三全日本航空事業連
合会内 柳田誠二郎
紹介議員 岡崎 眞一君

航空機の乗客に対する通行税は昭和三十
二年年度末まで税率二割のところを暫
定措置として一割に軽減されている

美術工芸品の物品税改正に関する請願
請願者 東京都杉並区大宮町
一、六七五 堀友三郎
外四名

美術工芸品の物品税改正に関する請願
請願者 東京都杉並区大宮町
一、六七五 堀友三郎
外四名

美術工芸品の物品税改正に関する請願
請願者 東京都杉並区大宮町
一、六七五 堀友三郎
外四名

美術工芸品の物品税改正に関する請願
請願者 東京都杉並区大宮町
一、六七五 堀友三郎
外四名

美術工芸品の物品税改正に関する請願
請願者 東京都杉並区大宮町
一、六七五 堀友三郎
外四名

美術工芸品の物品税改正に関する請願
請願者 東京都杉並区大宮町
一、六七五 堀友三郎
外四名

美術工芸品の物品税改正に関する請願
請願者 東京都杉並区大宮町
一、六七五 堀友三郎
外四名

美術工芸品の物品税改正に関する請願
請願者 東京都杉並区大宮町
一、六七五 堀友三郎
外四名

美術工芸品の物品税改正に関する請願
請願者 東京都杉並区大宮町
一、六七五 堀友三郎
外四名

美術工芸品の物品税改正に関する請願
請願者 東京都杉並区大宮町
一、六七五 堀友三郎
外四名

美術工芸品の物品税改正に関する請願
請願者 東京都杉並区大宮町
一、六七五 堀友三郎
外四名

が、民間航空の現状にかんがみ(一)諸外国では航空にだけはほとんど運送税を課していないこと、(二)航空は迅速性という効用のために利用されるものでしやし税としての通行税の性格から考えても妥当でないこと、(三)運航費のコスト引下げが限界にきていること等の理由と、さらに本事業発展のため三十三年度以降は本税を廃止されるよう特にせん議せられたいとの請願。

二月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

一、関税法の一部を改正する法律案

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律

第一条第一項中「が取納し、若しくは支払う金額、」を「の債権若しくは債務の金額又は」に、「課税標準額又は」を「課税標準額、」に改める。

第二条から第四条までを次のように改める。

(国等の債権又は債務の金額の端数計算)
第二条 国及び公社等の債権で金銭の給付を目的とするもの(以下「債権」という。)又は国及び公社等の債務で金銭の給付を目的とするもの(以下「債務」という。)の確定金額

額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 国及び公社等の債権の確定金額の金額が一円未満であるときは、その金額を切り捨てるものとし、国及び公社等の債務の確定金額の金額が一円未満であるときは、その金額を一円として計算する。

3 国及び公社等の相互の間における債権又は債務の確定金額の金額が一円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、その金額を切り捨てるものとする。

(分割して履行すべき金額の計算)
第三条 国及び公社等の債権又は債務の確定金額を、二以上の履行期限を定め、一定の金額に分割して履行することとされている場合において、その履行期限ごとの分割金額に一円未満の端数があるとき、又はその分割金額の金額が一円未満であるときは、その端数金額又は分割金額は、すべて最初の履行期限に係る分割金額に合算するものとする。

(概算払等に係る金額の端数計算)
第四条 第二条の規定は、国及び公社等の債権又は債務について、概算払、前金払若しくはその債権若しくは債務に係る反対給付のうち既済部分に対してする支払を受け、又はこれらの支払をすべき金額の計算について準用する。

第四条の次に次の一条を加える。
(国等の組織相互間の受払金の端数計算)
第四条の二 第二条第一項及び第三項、第三条並びに前条の規定は、

国の組織相互の間又は地方公共団体の組織相互の間において取納し、又は支払うべき金額の計算について準用する。

第五条中「政令をもつて」を「政令で」に改める。

第六条の見出しを「(国税等の端数計算の特例)」に改め、同条第一項中「国税を」を「政令で指定する国税に、」を「都道府県納付金に、」を「都道府県納付金を一時に取納する場合において、その収入金の金額を」を「都道府県納付金については、その確定金額に、」を「切り捨てる。」を「切り捨てるものとし、これらを分割して徴収することとなつてい場合における第三条の規定の適用については、同条中「二円」とあるのは、「十円」とする。」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して三十日以内で政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項に規定する国及び公社等(以下「国及び公社等」という。)が納入の告知その他の履行の請求又は支払の通知をした債権又は債務その他この法律の施行前に発生に係る国及び公社等の債権又は債務で政令で指定するものに対する改正後の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(以下「新法」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項中「一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」とあるの

は、「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。ただし、当該債務が国税、地方税又は地方税に係る徴収金の還付金に係る場合には、一円未満の端数金額を一円として計算する。」とする。

3 前項の規定は、この法律の施行前に国の組織相互の間又は地方公共団体の組織相互の間において取納又は支払が決定されたものについて準用する。

4 日本銀行に対する国の預金に係る債権の金額については、政令で定めるところにより一円未満の端数を切り捨てて計算することができ。

5 次に掲げる金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

一 国の昭和三十三年度の歳入歳出の決算上の剰余で法令の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、又は資金(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十四条に規定する資金をいう。以下同じ。)に組み入れられるものの金額

二 昭和三十三年年度の資金の金額並びに国の特別会計の同年度末の自己資本並びに昭和三十一年度からの繰越損益及び昭和三十三年度への繰越現金の金額

三 新法第一条第一項に規定する者(国、地方公共団体及び公共組合を除く。)の昭和三十三年年度末の自己資本及び昭和三十一年度からの繰越損益の金額

四 前号に規定する者及び奄美群島復興信用保証協会に対する国の出資金の金額

五 その他国及び第三号に規定する者に係る会計経理上の金額で前各号に掲げる金額に準ずるものとして大蔵大臣が定めるもの

6 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律(昭和二十八年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。」を「一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」に改める。

7 地方道路税法(昭和三十年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「一円未満の端数があるときは、又はその金額が一円未満であるときは、その端数金額又は」を「一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、その金額が一円未満であるときは、」に改める。

8 特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条中「国庫出納金等端数計算法」と「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」に改める。

9 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律に改める。

3 税関長は、第一項の指定をしよ
うとする場合において、当該保税
地域の管理者が国、地方公共団体
又は日本国有鉄道であるときは、
これらに協議し、当該管理者がこ
れら以外の者であるときは、その
意見を聞かなければならない。

4 第二十四条第五項の規定は、第

第九十六条第二項第一号中「且つ、
外国貿易船を」「又は外国貿易船」に
改め、同項第二号中「又は輸入された
貨物」を「若しくは輸入された貨物」
に、「且つ、外国貿易船」を「又は外
國貿易船」に改める。

第九十九条中、「第二十四条」の下に

の設備及びこれに充てるための一般會計からする繰入金に関する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

内産麦及此等以外ノ国内産主要食糧並輸入ニ係ル主要食糧ノ充渡代金、調整勘定ヨリノ受入金其ノ他附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ買入代金並買入、充渡、交換、貸付、交付、加工、製造、貯蔵及運搬ニ関スル諸費、業務勘定

查二箇スル諸費、同項ノ農産物檢査印紙ノ売捌手數料、調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第六條ノ四 第六條ノ五第一項ノ一般會計ヨリノ受入金ニ相当スル金額及第八條ノ三ノ規定ニ依ル組入

金に相当スル金額ヲ以テ調整勘定ノ資金(以下調整資金ト謂フ)トス
第六条ノ五 調整勘定ニ於テハ一般會計ヨリノ受入金、証券(第三條第二項及第四條第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク)ノ発行收入金、借入金並食糧管理勘定、農産物等安定勘定及業務勘定(以下本条ニ於テ他勘定ト謂フ)ヨリノ受入金其ノ他附屬雑收入ヲ以テ其ノ歳入トシ他勘定ヘノ繰入金、証券(第三條第二項及第四條第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク)及借入金ノ償還金並証券、借入金及一時借入金ノ利子其ノ他附屬雑費ヲ以テ其ノ歳出トス
前項ノ一般會計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ調整資金ニ充ツル為一般會計ヨリノ繰入ルモノトス
第一項ノ他勘定ヘノ繰入金ハ当該勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ調整勘定ヨリノ繰入レ又ハ調整勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ他勘定ヨリノ繰入ルモノトシテ同項ノ他勘定ヨリノ受入金ハ調整勘定ヨリ他勘定ヘ繰入レタル繰入金ノ返還金ニ係ルモノトシテ当該勘定ヨリノ受入レ又ハ調整勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ他勘定ヨリノ繰入ルモノトス
第七條中「本會計」の下に「ノ各勘定」を加ふる。
第八條中「本會計」の下に「ノ各勘定」を加ふる。「翌年度ノ歳入」を「当該各勘定ノ翌年度ノ歳入」に改める。

第八條ノ三第二項第二号中「当該年度」の下に「ノ各勘定」を加ふる。同条を第八條ノ六とし、第八條ノ二を第八條ノ五とし、第八條の次に次の三條を加ふる。
第八條ノ二 食糧管理勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損失ハ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スベシ
業務勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損失ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スベシ
第八條ノ三 前条ノ整理ヲ為シタル後調整勘定ニ利益又ハ損失アルトキハ其ノ利益ノ額ヲ第六條ノ四ノ調整資金ニ組入レ又ハ其ノ損失ノ額ヲ限度トシテ当該資金ヲ減額シ処理スルコトヲ得
第八條ノ四 農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益ハ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ
農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ損失ハ積立金ヲ減額シ之ヲ整理スルモノトス
但其ノ損失額中当該整理ヲ為シ得ザル部分ノ金額ハ損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ
第十條中「本會計ノ收入支出ニ関スル規程」を「本法ノ実施ノ為必要ナル手續其ノ他ノ事項」に改める。
附則第六項前段中「本會計」の下に「ノ農産物等安定勘定」を加ふる。同項後段を次のように改める。
コノ場合ニ於テ第二條、第三條及第四條ノ三「食糧及農産物等ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金並飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、第六條ノ二第一項

中「農産物等ノ売渡代金」トアルハ「農産物等、飼料及甜菜糖ノ売渡代金、飼料ノ交換ニ伴フ收入」ト、「農産物等ノ買入代金」トアルハ「農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金、飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、「農産物等ノ買入及売渡」トアルハ「農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入、売渡及保管」ト、第六條ノ九中「食糧及農産物等」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖」ト讀替フルモノトス
附則第七項中「本會計」の下に「ノ輸入食糧管理勘定」を加ふる。
附則第二項を削る。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の食糧管理特別會計法(以下「新法」といふ)の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和三十三年度分以後の予算について適用し、昭和三十三年度分以前の予算については、なお従前の例による。
3 新法第六條ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別會計の予算に添附すべき前年度度又は前年度に係る書類については、昭和三十三年度分(前前年度に係る当該書類については、昭和三十三年度分を含む)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
4 食糧管理特別會計の資金に充てるための一般會計から繰入金に關する法律(昭和三十三年法律第 号)第三條の規定による処理を昭和三十三年度分についてし

た後における同法第一條に規定する資金(以下資金といふ)は、新法第六條ノ四に規定する調整資金となるものとする。この場合において、資金に相当する金額は、新法第六條ノ四の規定の適用については、同条に規定する一般會計よりの受入金に相当する金額とみなす。
5 昭和三十三年三月三十一日におけるこの會計の資産及び負債は、農林大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、この會計の各勘定に属させるものとする。
食糧管理特別會計における資金の設置及びこれに充てるための一般會計から繰入金に關する法律案
食糧管理特別會計における資金の設置及びこれに充てるための一般會計から繰入金に關する法律
(資金)
第一條 食糧管理特別會計において、は、次條に規定する一般會計からの繰入金に相当する金額をもつて資金とする。
(一般會計からの繰入)
第二條 政府は、前條に規定する資金に充てるため、昭和三十三年度において、一般會計から、百五十億円を限り、食糧管理特別會計に繰り入れることができる。
(損益の処理)
第三條 食糧管理特別會計において、各年度の損益計算上の利益又は損失があるときは、その利益の

額を第一條に規定する資金に組み入れ、又はその損失の額を限度として当該資金を減額し、その処理をすることが出来る。
附則
この法律は、公布の日から施行する。
二月五日日本委員会に左の案件を付託された。
一、酒税引下げに關する請願(第五一〇号)
一、花火類に対する物品税軽減の請願(第五二六号)(第五八三号)
一、清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関する請願(第五五一号)(第五八二号)
一、滋賀県大津旧海軍用地返還に関する請願(第五五六号)
第五一〇号 昭和三十三年一月二十七日受理
酒税引下げに關する請願
請願者 鳥取県米子市福市 深田武雄
紹介議員 白井 勇君
酒類の価格は、不当に高率なる酒税によつて、国民大衆の購買力とはなはだしくかけはなれた高値なものとなつており、国民生活を不当に圧迫しているから、酒類が一般物価水準と均衡のとれる線まで、酒税率を引き下げられたとの請願。
第五二六号 昭和三十三年一月二十七日受理
花火類に対する物品税軽減の請願
請願者 山形県東村山郡中山町 長崎 松田鉄郎外一名
紹介議員 海野 三朗君

花火類は現在第二種丙類第二十一号該当物品として三割の物品税が課せられているが、製品そのものはいわば一種の工芸品ともいふべく、かつ火薬類取締法に基く規制を受ける関係上一般商品のようにメーカー、問屋、小売の段階的販賣制度が存在しないばかりでなく、業界の因習と製品の特異性に起因する地盤の確保というより業者間の過当競争が避けられないので、自然税そのものの消費者への転嫁が事実上不可能なばかりでなく、業者はいずれも一部少数業者を除き従業員五名程度に過ぎない農業等を兼業とする零細企業であつて、危険な作業と採算の採れない事業を職人気質によつてのみ維持しているため、現行三割の税率は高きに失し本税の賦課が常に業態の縮小と納税の困難を招いている現状であるから、本税率を一割に引き下げられたいとの請願。

第五八三号 昭和三十三年一月三十日受理

花火類に対する物品税軽減の請願

請願者 鹿児島市原良町一、八

内 三一座見島煙火製造所
佐々木道哉外二名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。

第五五一号 昭和三十三年一月二十日受理

清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関する請願

請願者 大阪市東区島町二ノ一

五大阪府清涼飲料工業
協同組合理事長 西川
幸男外五十八名

紹介議員 赤松 常子君

市場において清涼飲料(ラムネ)と競合する飲食品がすべて無税であるのに、わずかに小売五円又は十円の子供ラムネに課税されているのは無稽であるばかりでなく、清涼飲料水製造業者は小企業が多く、過当競争の激化によつてこれらの業者は滅亡の一步前に直前しているから、中小企業擁護対策の一環としてもぜひ、ラムネの廃税、ジュースの免税点を十五円に引き上げる等の措置を講ぜられたいとの請願。

第五八二号 昭和三十三年一月三十日受理

清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関する請願

請願者 奈良市北袋町二九奈良

県清涼飲料工業協同組合
理事長 木下安太郎
新谷寅三郎君

紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第五五一号と同じである。

第五五六号 昭和三十三年一月二十日受理

滋賀県大津旧海軍用地返還に関する請願

請願者 滋賀県大津市坂本町

一、八九一大津市旧海
軍用地返還期成同盟会
内 三津川滋三外百十
二名

紹介議員 村上 義一君

滋賀県大津市際川、滋賀里、穴太、下阪本間にわたるいわゆるB地区一円は、昭和十六年から十九年の間に数回にわたつて抜打的に強制買収され旧海軍大津航空隊及び滋賀航空隊並びに海軍予科練習所等の海軍飛行用地として

使用され、戦後は米軍航空隊等用地として使用されている。今般米軍引上げに伴い当該用地の買収目的は一応終了し国家的用途が一応不要となつた上、他に転用又は流用することなく是非とも旧所有者に返還せられたいとの請願。

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案
一、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案

政府は、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第三条第三項の特殊保険の再保険事業について昭和三十一年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、並びに漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二十二号)第三条第一項の給与保険の再保険事業について昭和三十一年度及び昭和三十一年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるた

め、昭和三十三年度において、一般会計から、漁船再保険特別会計の特殊保険勘定に四千四百七十七万六千円、同会計の給与保険勘定に八千三百五十万円を限り、繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十項の次に次の一項を加える。

11 旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国との間の議定書第二条の規定に基き、日本国がインドネシア共和国に対して有する一億七千六百九十一万三千九百五十八アメリカ合衆国ドル四十一セントの額の請求権を放棄することにより外国為替資金に生ずる損失については、当該請求権の額をこの法律の施行の日における基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法第七条第一項の基準外国為替相場をいう)で換算した金額に相当する金額を、外国為替資金の金額から減額して整理するものとする。

附則

この法律は、旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書の効力発生の日から施行する。

昭和三十三年二月十三日印刷

昭和三十三年二月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局